

国民健康保険被保険者証・後期高齢者医療被保険者証を無くした、汚れた、破れたときは

国民健康保険被保険者証、または後期高齢者医療被保険者証を無くしたり、汚れてしまったり破れたりして使えなくなった場合は、再交付が可能です。手続きは、市民課または白里出張所の窓口で、再交付申請書をご記入いただきます。

なお、後期高齢者医療被保険者証の再交付を白里出張所で申請した場合は、後日の交付になりますのでご注意ください（市民課で申請の場合は、その場で交付）。

▼申請時に必要なもの
・本人確認できるもの（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等）
・汚損した場合はその保険証
・マイナンバー（個人番号）が分かるもの
・同一世帯以外の方が申請する場合は委任状

※申請書を預かり、郵送により交付する場合があります。
・印かん（代理人が申請する場合は、朱肉を使うもの）
※保険証は1人1枚のカード型になっています。紛失される方が多いので、管理には十分ご注意ください。

■市民課国民健康保険班
☎0475(70)0334

■市民課高齢者医療年金班
☎0475(70)0336

■後期高齢者医療制度について
千葉県後期高齢者医療広域連合資格保険料課
☎043(308)6768

公平な納税のための滞納処分（差し押さえ）

地方税法では、「滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに、その督促に係る徴収金を完納しないときは、滞納者の財産を差し押さえなければならない」と規定されています。

納税は、国民の三大義務の一つであり、滞納されている税金を放置しておくことは、納期限内に納付された住民の皆さんと公平性を欠くこととなります。滞納は、市の財政を圧迫し、行政サービスに支障をきたすこととなります。

市では、納期限を過ぎても納付が無い場合、督促状を送付しています。それでも納付が無い場合は、財産調査を行い、法律の定めに従い、財産の差し押さえや差し押さえられた財産の公売を行っています。

○納期限を過ぎても納付が無い場合
地方税法の規定により納期限経過後20日以内に督促状を送付します。

○督促・催告
督促状を送付しても納付が無い場合、催告書の送付、電話や訪問による催告を行う場合があります。

○財産調査
督促状を送付しても納付が無い場合、滞納者の財産調査を行います。

○差し押さえ
財産調査で判明した財産を差し押さえます。

○差し押さえ事例
①給与等の差し押さえ
勤務先へ給与等照会後、給与等の差し押さえを実施し、給与等から一定額を税金に充てます。
②預貯金の差し押さえ
金融機関等へ預貯金照会後、差し押さえを実施し、税金に充てます。
③不動産の差し押さえ
法務局へ照会後、土地や建物の差し押さえのために、法務局へ差し押さえ登記の届出をします。差し押さえの登記後に、抵当権者（金融機関や住宅金融支援機構等）等に、差し押

民生委員・児童委員を委嘱しました

8月3日に民生委員・児童委員委嘱状伝達式が行われ、新たに1名が厚生労働大臣から委嘱されました。

【地区担当】
三瓶 鉄也氏（瑞穂地区）

新たに委嘱された委員の任期は令和2年8月1日から令和4年11月30日までです。

民生委員・児童委員は、社会福祉の精神を持って、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要に応じて支援を行うボランティアです。生活の心配ごとや困りごとなどがありましたら、お気軽にご相談ください。

■社会福祉課社会福祉班
☎0475(70)0330

千葉県後期高齢者医療広域連合では、令和2年度中に76歳になる被保険者の方を対象として、歯科健診を実施します。受診票は8月下旬に送付しています。

▼対象
昭和19年4月2日〜昭和20年4月1日生まれの千葉県後期高齢者医療被保険者の方

▼実施期間
9月1日（火）〜令和3年1月29日（金）

▼費用
無料

※健診後の治療に要する費用は自己負担となります。

▼歯科健診の項目
・歯と歯肉の状況（むし歯、歯肉の炎症、かみ合わせなど）
・口腔機能の状況（舌の動き、物を飲み込む力など）

（口腔衛生指導）
・むし歯、歯周疾患の予防法など

▼歯科健診の受け方
対象医療機関に予約後、郵送された受診票を持参し、健診を受けてください。

※1人1回まで、実施期間中に限ります。

▼受診の際に必要な物
被保険者証、受診票

▼対象医療機関
千葉県歯科医師会員の健診協力医療機関 ※対象医療機関は、受診票に同封のチラシで確認いただくか、市民課へ問い合わせください。

■千葉県後期高齢者医療広域連合給付管理課給付第1班
☎043(216)5013

■市民課高齢者医療年金班
☎0475(70)0336

ねんきんナビ

年金生活者支援給付金制度

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に乗せて支給されるものです。受け取りには請求書の提出が必要です。

▶対象となる方
①老齢基礎年金を受給しており、次の要件を全て満たしている65歳以上の方
・世帯員全員が市町村民税が非課税となっている
・年金収入額とその他所得額の合計が879,900円以下である
②障害基礎年金・遺族基礎年金を受給しており、前年の所得額が4,621,000円（扶養親族の数に応じて増額）以下である方

▶請求手続き
年金の請求手続きと併せて年金事務所または市役所で請求手続きをしてください。

◆日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください
日本年金機構や厚生労働省から、口座番号を聞いたり、手数料などの金銭を求められることはありません。 ※制度などの詳細は、ねんきんダイヤルまたは年金事務所へ問い合わせください。

■ねんきんダイヤル
☎0570(05)1165
千葉年金事務所
☎043(242)6320

さえを実施したことを通知します。

・平成30年度
222件実施
（不動産、預貯金、生命保険、給与、国税還付金等）

・平成31年度
91件実施
（不動産、預貯金、生命保険、給与、国税還付金等）

◆納められない人は早めの納税相談を
病気や失業・事業不振等の理由で、納めたくても納められない方は、早めの納税相談をお願いします。相談等がないと、生活状況等の把握ができず、やむなく差し押さえの処分を受ける場合があります。

■国税課滞納整理班
☎0475(70)0323

納税は自主納付が原則です。口座振替を推奨していますので、口座振替可能な金融機関等は税務課まで問い合わせください。

また、納付書は全国のコンビニエンスストアで納付できます。

納税相談は、随時、実施していますので、滞納が増える前に早めに相談してください。事情により、徴収猶予等の手続きを行います。

◆納税は口座振替や「コンビニ納付が便利です」
納税は自主納付が原則です。口座振替を推奨していますので、口座振替可能な金融機関等は税務課まで問い合わせください。

大網白里市第6次総合計画 序論・基本構想(案)に対するパブリックコメントを実施

市では、令和3年度からスタートする第6次総合計画の策定作業を進めています。総合計画は、計画的な行政運営を行うための最上位の計画であり、まちづくりの基本的な方向性を示すものです。総合計画では、「まちづくりの基本理念」や「目標となる将来像」を示す「基本構想」と、目標達成に向けた取り組みを示す「基本計画」で構成され、市が実施する全ての事業を体系的にまとめています。今回「序論・基本構想(案)」を取りまとめましたので、市民の皆さんの意見をいただくため、パブリックコメントを実施します。

▶意見提出できる方
市内在住、在勤、在学の方および市内事業者

▶閲覧場所
市ホームページ、本庁舎1階行政情報コーナー、中部コミュニティセンター受付、白里公民館受付
※公共施設での閲覧時間は、閉庁日を除く8時30分〜17時15分

▶募集期間
9月8日（火）〜25日（金）17時まで

▶提出方法
市ホームページまたは閲覧場所に備えてある所定の様式に必要事項を記入の上、次のいずれかの方法で提出

①郵送
〒299-3292
大網白里市大網115番地2
大網白里市企画政策課政策推進班宛て

②ファクス
☎0475(72)8454

③メール
✉kikakuseisaku@city.oamishirasato.lg.jp

④持参
企画政策課政策推進班（本庁舎2階）、閲覧場所の施設受付

▶その他
・意見等は、それに対する市の考え方と併せて、後日、市ホームページにて公表します。なお、類似している意見は集約します。
・ご意見等に対して個別には回答しません。
・本案に直接関連のないご意見への回答はしません。
・ご意見の内容以外（住所、氏名等）は公表しません。

■企画政策課政策推進班
☎0475(70)0315

